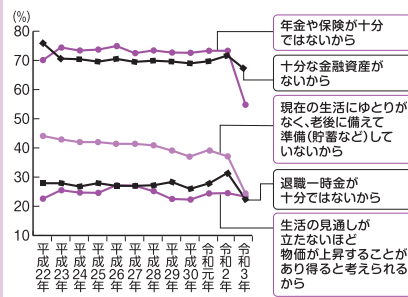


ハイブリッド積立

概要

退職後の生活資金

老後の生活を心配する理由(複数回答)



Q.老後の生活費は月々どれくらい必要ですか

A.夫婦2人のゆとりある老後の生活費*
=平均約**37.9万円/月**

※夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費と経済的にゆとりのある老後生活を送るための費用の合計額

*集計対象は18歳~79歳(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」(月額平均)

人生の三大支出を考えてみましょう。

住宅資金

住宅購入にかかる費用は?

建売住宅

●**購入価額(建設費+土地取得費)**
約3,495万円
(うち手持ち金約247万円)

●**1カ月あたり予定返済額**
約10万円

住宅金融支援機構
「2020年度フラット35利用者調査」

(すべて全国平均(新築)のデータ、1万円未満は四捨五入)

教育資金

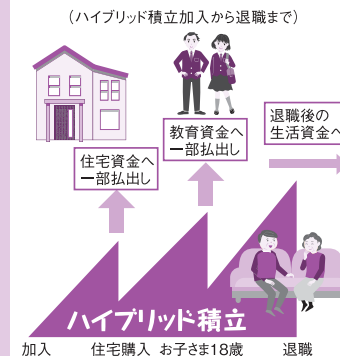
こどもの教育費は?

	小学校 [6年間]	中学校 [3年間]	高校 [3年間]	大学自宅(大学下宿) [4年間]
標準コース 小学校~高校/公立、大学/私立文系とした場合	約167万円	約134万円	約137万円	約406万円(829万円)
オール国立コース 大学は文系とした場合	約167万円	約134万円	約137万円	約282万円(705万円)
オール私立コース 大学は文系とした場合	約930万円	約421万円	約290万円	約406万円(829万円)

こどもの教育費は1人当たり **約844万円**(標準コース 大学自宅 を選択の場合)

※大学に進学した場合の教育費を記載しております。
※小学校~高校は年間費用(学校教育費+学校外活動費)です。
※大学は「受験諸費用+入学金等+年間授業料」、下宿の場合は「自宅外通学を始めるための費用」と「住居費」を加算しております。
※3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されました。ただし、通園送迎費・食料費・行事費等は自己負担となります。
詳細は、内閣府ホームページ「幼児教育、保育の無償化概要」をご確認ください。
文部科学省「平成30年度子供の学習費調査」「国立私立大学の授業料等の推移」「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」(株)日本政策金融公庫「令和3年度教育費負担の実態調査結果」から計算(児童手当(子ども手当)は考慮しないものとする)

人生の三大支出のイメージ



加入者
9,000名突破!
※2024年3月1日現在

人生の三大支出に備えるために

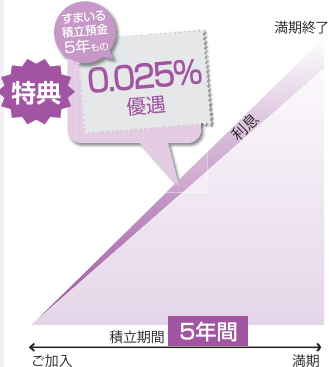
様々な支出に備えるための『貯蓄』とゆとりある生活のための『生活資金』を現職中からバランスよく積み立てる制度です。「すまいる積立預金(5年もの)」と「ハッピーライフ年金」の2つの制度で構成されています。

ハイブリッド積立 =

すまいる積立預金

すまいる積立預金(貯蓄年金型)は、現職会員の皆さんの財産形成を支援するための厚生会が運営する預金事業です。毎月の給与から積立と期末勤労手当(6・12月)からの積立を併せて利用できます。

《5年後の様々な支出に備える》



満期時に4つの取り扱いが可能です。

(積立額の範囲内でそれぞれの組み合わせができます。)

- 1 ハッピーライフ年金への一時金持込みで積立金を増やせます。
- 2 定期預金に継続ができます。
- 3 積立預金に振り替えができます。
- 4 全額又は一部の払い戻しが可能です。

※「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」の預金金利は、すまいる積立預金5年もの金利に、0.025%上乗せした金利を適用します。
※加入後5年間は「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」と「ハッピーライフ年金」のそれぞれの申込額を引取り(払込み)しますが、「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」の満期後は「ハッピーライフ年金」の掛金のみを引取ります。

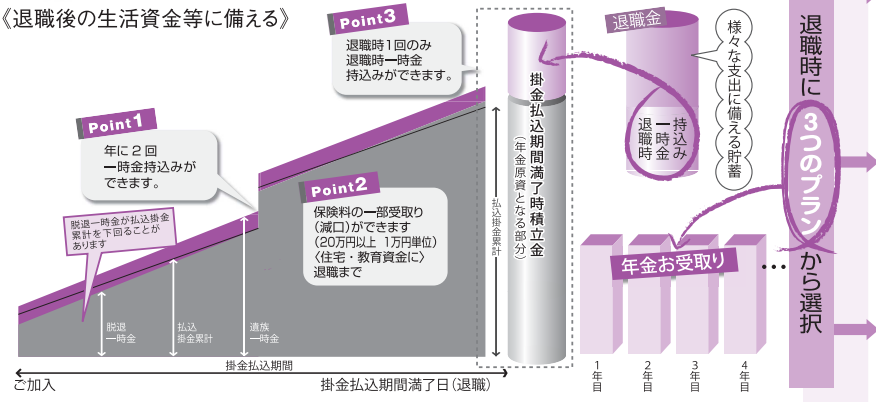
「ハイブリッド積立」をおすすめします!

5年間 すまいる積立預金(5年もの) ~貯蓄年金型~ + 退職まで ハッピーライフ年金

ハッピーライフ年金

ハッピーライフ年金は、現職会員の皆さんのゆとりある退職後の生活設計をサポートする『拠出型企業年金保険』です。現職中に自助努力で毎月の給与から掛金を払込みいただき、退職後から年金を受給することができます。

《退職後の生活資金等に備える》



※上図はイメージ図です。一時金持込時期、一時金持込額によっては、「払込掛金累計」と「脱退一時金」の関係がイメージ図と異なる場合があります。
※ハッピーライフ年金において、掛金の増額や一時金持込みをされた場合、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
※「ハイブリッド積立」は、学校厚生会の「すまいる積立預金」と「ハッピーライフ年金」を同時にご案内するもので、2つの商品はそれぞれ独立しており、相互に連帯しません。

厚生会グループ保険
重傷克服支援制度
ハイブリッド積立
団体総合生活補償保険 医療型
団体総合生活補償保険 傷害型
団体総合生活補償保険 傷害型
団体総合生活補償保険 傷害型
すまいる給与補償保険

すまいる積立預金(5年もの)～【貯蓄年金型(変動金利・半年複利)】～

様々な支出に備える積立(貯蓄)

「ハッピーライフ年金」と

併せ計画的に蓄えたい方に!

すまいる積立預金5年もの

0.025%
優遇

特長

- 毎月の給与から計画的に積み立て(A～Kコースから選択)いただけます。
- ボーナスも利用可能(A1～K1コースから選択)です。
- 積立期間は5年間です。(期中のコース変更はできません)
- 満期時には①～④の中から自由に選択できます。

※「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」の預金金利は、すまいる積立預金5年もの金利に、0.025%上乗せした金利を適用します。なお、変動金利・半年複利のため、金融情勢により変更します。



- ➡① 定期預金に継続できます。
- ➡② 積立預金に振替えができます。(定期預金と積立預金に分けることもできます。)
- ➡③ 全額又は一部の払い戻しが可能です。
- ➡④「ハッピーライフ年金」へ一時金持込みが可能です。

加入コース

月額積立コース		期末勤手当コース	
コース	月額積立額(円)	コース	ボーナス積立額(円)
A	60,000	A1	600,000
B	48,000	B1	480,000
C	45,000	C1	450,000
D	35,000	D1	350,000
E	30,000	E1	300,000
F	27,000	F1	270,000
G	24,000	G1	240,000
H	18,000	H1	180,000
I	14,000	I1	140,000
J	12,000	J1	120,000
K	6,000	K1	60,000

お申込みから満期までのイメージ



※期末勤手当コース(A1～K1)のみの加入はできません。月額積立コース(A～K)とあわせて加入ください。

「すまいる積立預金」の取扱いについて

- ① 現職準会員は申込みはできません。
- ② 2025年3月から積立で開始となります。「ハッピーライフ年金」と同時に利用いただく必要があります。
- ③ ボーナス引去りのできない会員については、ボーナス積立は申込みできません。
- ④ 積立期間途中での一部払い戻しはできません。また期間中、すまいる積立預金の解約は原則できません。
- ⑤ 預金金利は金融情勢により変更する場合があります。
- ⑥ 非課税の取扱いは、障害者等の有資格者が対象です。ただし、定額預金等で非課税枠を使用されている方は、確認をお願いします。

制度の特徴

1. 貯蓄と年金をバランスよく準備できます!

厚生会では、現職中から退職後の生活設計をサポートします。ご加入から5年間は「すまいる積立預金」「ハッピーライフ年金」でしっかり積立て、6年目以降は「ハッピーライフ年金」で毎年(年2回)口数変更ができるのでライフイベントにあわせて準備ができます。

※ただし、加入から5年間は原則コース変更(口数変更)はできません。

2. 退職時3つのプランから選択できます。(詳しくは24・43ページをご参照ください。)

- **5年プラン** 退職後の生活資金として **5年間年金** を受取りたい方におすすめ
- **10年プラン** ゆとりある生活資金として **10年間年金** を受取りたい方におすすめ
- **終身プラン** 終身年金受取りを前提に一時金や退職時一時金持込みを活用する方におすすめ

3. 一時金持込み制度を活用できます。

「ハッピーライフ年金」は、将来の年金受取額を充実させるため、年2回(2月・8月)一時金持込みが可能です。「すまいる積立預金」の満期積立金の一部を活用したり、退職時に退職金の一部を持込みすることで、毎月の積立額の負担を軽くできます。

※退職時一時金の持込みは退職時のお取扱いです。なお、一時金持込みにあたっては所定の手続きが必要です。(詳しくは42ページをご参照ください。)

4. 税制上の優遇が受けられます。

「ハッピーライフ年金」の保険料(掛金から制度運営費を差し引いた金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

※2024年3月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。(詳しくは44ページをご参照ください。)

5. 「ハッピーライフ年金」の保険料積立金の一部受取り(減口)ができます。

最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。(詳しくは42ページをご参照ください。)

積立方法

以下コースから自由に選択いただけます。

■月額積立コース※1

コース	1年目～5年目			6年目～※3		
	月額積立額	すまいる積立預金	ハッピーライフ年金	月額積立額	すまいる積立預金	ハッピーライフ年金
A	100,000円	60,000円	40,000円	40,000円	—	40,000円
B	80,000円	48,000円	32,000円	32,000円	—	32,000円
C	75,000円	45,000円	30,000円	30,000円	—	30,000円
D	60,000円	35,000円	25,000円	25,000円	—	25,000円
E	50,000円	30,000円	20,000円	20,000円	—	20,000円
F	45,000円	27,000円	18,000円	18,000円	—	18,000円
G	40,000円	24,000円	16,000円	16,000円	—	16,000円
H	30,000円	18,000円	12,000円	12,000円	—	12,000円
I	24,000円	14,000円	10,000円	10,000円	—	10,000円
J	20,000円	12,000円	8,000円	8,000円	—	8,000円
K	10,000円	6,000円	4,000円	4,000円	—	4,000円

※1 「ハッピーライフ年金」は月額積立のみのお取扱いです。

※2 ボーナス積立のみのお取扱いはできません。A～Kコースと併せてご加入ください。

※3 月額積立コースの6年目以降は「ハッピーライフ年金」のみの積立となります。6年目以降の積立額はライフイベントにあわせて毎年変更ができます。

■ボーナス積立コース※2

コース	1年目～5年目 ボーナス積立額 (すまいる積立預金のみ)
A1	600,000円
B1	480,000円
C1	450,000円
D1	350,000円
E1	300,000円
F1	270,000円
G1	240,000円
H1	180,000円
I1	140,000円
J1	120,000円
K1	60,000円

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

意向確認書
ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。
在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。


◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄 給付内容はニーズに合致していますか。
 ご自身が選択された掛金(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

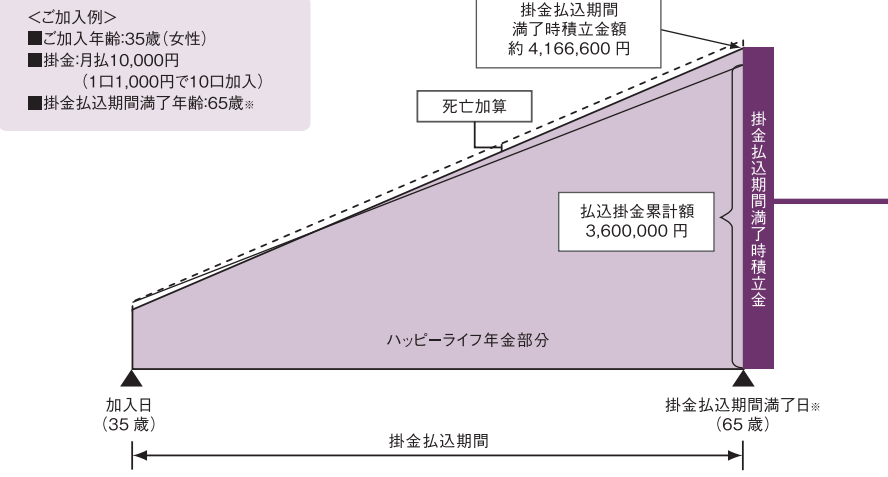
厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら



この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

しくみ図



この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について
・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

※掛金払込期間満了日:生年月日によって異なります。(詳細は42ページをご確認ください。)

●加入(増額)日 2025年3月1日

給付内容(詳しくは「掛金払込期間満了後の給付内容」(43ページ)をご覧ください。)

→ あんしん5年プラン (年金の受取開始を繰延べることができます。詳細は42ページをご確認ください。)

5年確定年金

【基本年金額】
約70,800円

← 年金受取期間 →
(65歳) (5年間) (70歳)

●5年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

→ あんしん10年プラン (年金の受取開始を繰延べることができます。詳細は42ページをご確認ください。)

10年確定年金

【基本年金額】
約36,500円

← 年金受取期間 →
(65歳) (10年間) (75歳)

●10年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

※上記以外に、15年確定年金も選択いただけます。

→ 終身プラン (年金の受取開始を繰延べることができます。詳細は42ページをご確認ください。)

10年保証期間付終身年金

【基本年金額】
約17,600円

← 保証期間 → (65歳) (10年間) (75歳)
← 年金受取期間 → (終身)

●10年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。保証期間経過後はご加入者(被保険者)が生存されているかぎり年金をお支払いします。

→ 一時金受取

一時金額 約4,166,600円

●掛金払込期間満了時積立金を一時金として受取ることもできます。

ハイブリッド積立

ハッピーライフ年金部分 (拠出型企業年金保険)

商品内容 のご説明

給付額試算表

●この商品は、積立金額が払込掛金累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、5年間)を要する商品です。
●下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は(当パンフレットに記載の給付額について)をご確認ください。

Iコース：月払掛金 10口 10,000円加入の場合(掛金払込期間満了年齢：65歳)

積立期間 (年)	払込掛金累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額)		あんしん5年プラン		あんしん10年プラン		終身プラン	
		払込掛金累計額 到達年に控り込み (約)	払込掛金累計額 (円)	5年確定年金 基本年金月額 (約) (円)		10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)		10年保証期間付終身年金 基本年金月額(約) (円)	
				男性	女性	男性	女性	男性	女性
1	120,000		117,400	(1,900)	(1,000)	(500)	(400)		
2	240,000		236,200	(4,000)	(2,000)	(1,100)	(1,000)		
3	360,000		356,300	(6,000)	(3,100)	(1,700)	(1,500)		
4	480,000		477,700	(8,100)	(4,100)	(2,300)	(2,000)		
5	600,000		600,600	10,200	(5,200)	(2,900)	(2,500)		
6	720,000		724,800	12,300	(6,300)	(3,500)	(3,000)		
7	840,000		850,400	14,400	(7,400)	(4,100)	(3,600)		
8	960,000		977,400	16,600	(8,500)	(4,800)	(4,100)		
9	1,080,000		1,105,800	18,800	(9,600)	(5,400)	(4,600)		
10	1,200,000		1,235,700	21,000	10,800	(6,000)	(5,200)		
11	1,320,000		1,367,100	23,200	11,900	(6,700)	(5,700)		
12	1,440,000		1,500,000	25,500	13,100	(7,300)	(6,300)		
13	1,560,000		1,634,300	27,800	14,300	(8,000)	(6,900)		
14	1,680,000		1,770,200	30,100	15,500	(8,700)	(7,500)		
15	1,800,000		1,907,600	32,400	16,700	(9,300)	(8,000)		
16	1,920,000		2,046,600	34,800	17,900	10,000	(8,600)		
17	2,040,000		2,187,200	37,200	19,100	10,700	(9,200)		
18	2,160,000		2,329,300	39,600	20,400	11,400	(9,800)		
19	2,280,000		2,473,100	42,000	21,600	12,100	10,400		
20	2,400,000		2,618,500	44,500	22,900	12,800	11,100		
21	2,520,000		2,765,600	47,000	24,200	13,600	11,700		
22	2,640,000		2,914,300	49,500	25,500	14,300	12,300		
23	2,760,000		3,064,700	52,100	26,800	15,000	12,900		
24	2,880,000		3,216,800	54,700	28,200	15,800	13,600		
25	3,000,000		3,370,700	57,300	29,500	16,600	14,200		
26	3,120,000		3,526,300	59,900	30,900	17,300	14,900		
27	3,240,000		3,683,600	62,600	32,300	18,100	15,600		
28	3,360,000		3,842,800	65,300	33,600	18,900	16,200		
29	3,480,000		4,003,800	68,100	35,100	19,700	16,900		
30	3,600,000		4,166,600	70,800	36,500	20,500	17,600		
31	3,720,000		4,331,200	73,600	37,900	21,300	18,300		
32	3,840,000		4,497,700	76,500	39,400	22,100	19,000		
33	3,960,000		4,666,200	79,300	40,900	22,900	19,700		
34	4,080,000		4,836,500	82,200	42,400	23,800	20,500		
35	4,200,000		5,008,900	85,200	43,900	24,600	21,200		
36	4,320,000		5,183,200	88,100	45,400	25,500	21,900		
37	4,440,000		5,359,500	91,100	46,900	26,400	22,700		
38	4,560,000		5,537,800	94,200	48,500	27,200	23,400		

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
※年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。

したがって将来の受取額をお約束するものではありません。
また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご留意ください。
なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払86,120口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 2024年4月1日現在の基礎率(予定利率・予定死亡率等)に基づき計算しております。
 - この保険契約における2024年3月1日現在の保険料積立金が積立期間の開始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにされない場合もあります。
- 年度(2025年3月1日～2026年2月28日)途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りにできません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間が増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、3月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(9月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

ハイブリッド積立 Q&A

Q1 当制度を検討しています。預金残高が既に3,000万円の上限に達していますが、手続きは可能ですか？

A 預金残高が上限に達している場合、「ハイブリッド積立」を利用いただくために、預金の払い出しの手続きが必要になります。厚生会学校担当職員までお申し出いただくか、保険課(団体保険係)までご連絡ください。

Q2 一時金持込みを利用したいのですが、どうしたらよいですか？

A ハッピーライフ年金は2月、8月の年2回、一時金持込み(1万円単位)を利用いただくことができます。持込方法は「厚生会積立預金から振替」「厚生会指定口座へ振込」の2つの方法で持込むことができます。一時金持込みをご希望の方には必要書類を送付しますので、2月持込みは1月上旬までに、8月持込みは7月上旬までに手続きをお願いします。「すまいる積立預金(5年もの)」満期時に一時金持込みする場合は、満期日の前月にお届けする「すまいる積立預金満期手続き依頼書」に満期時積立金の範囲内で持込み金額を申込み(1万円単位)の上、満期日の10日前までに「すまいる積立預金満期手続き依頼書」の提出をお願いします。

Q3 早期退職する予定があるのですが、加入できますか？

A ハッピーライフ年金は、退職まで2年間(24カ月)の予定加入期間が必要です。この場合、同時に積立する「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」が、積立期間が5年未満であっても、中途解約による手数料は不要です。ただし、早期退職扱いは加入期間2年以上かつ満45歳以上の場合に限ります。

Q4 年金受給を開始し、10年確定年金を受取っている期間中に死亡してしまった場合、その後の年金はどうなりますか？

A ご加入者(被保険者)ご自身で年金を受取る事ができないため、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

Q5 給与引去は、何月から開始しますか？

A 3月の給与から引去を開始します。

Q6 加入者証は発行されますか？

A すまいる積立預金は「すまいる積立預金加入票」、ハッピーライフ年金は「加入者証」を発行し所属所へ送付します。

Q7 年金の受取開始を退職からではなく、先延ばしすることはできますか？

A 掛金払込期間満了後、年金の受取開始を繰延べることはできます。繰延期間は1年単位で設定でき、最長10年まで年金の受取開始を繰延べることはできます。

Q8 ハッピーライフ年金は、生命保険料控除の対象となりますか？

A 掛金のうち保険料相当部分^(※)は、一般生命保険料控除の対象です。個人年金保険料控除の対象ではありませんのでご注意ください。

※2024年3月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
(※)掛金から制度運営費を差し引いた部分

Q9 「ハイブリッド積立」の残高を確認したい場合はどうしたらよいですか？

A 会員個人の専用ページ「マイ厚生会」にてご確認ください。

Q10 ハッピーライフ年金の口数を変更することは可能ですか？

A 原則、5年間は変更できません。6年目以降、年に2回(3月、9月)、口数変更が可能です。変更の2カ月前までに、厚生会学校担当職員までお申し出いただくか、保険課(団体保険係)までご連絡ください。

Q11 退職時一時金持込みについて教えてください。

A 5年・10年・15年確定年金を選択いただく場合、ハッピーライフ年金における掛金払込期間満了時の積立金額を超える退職時一時金の持込みはできません。掛金払込期間中に年2回の一時金持込みを活用して、積立額を増やすことをおすすめします。10年保証期間付終身年金を選択いただく場合は、9,999口が上限です。

Q12 早期退職の場合、ハッピーライフ年金の掛金払込期間満了日と年金受取開始日はいつになりますか？

A 満45歳以上で早期退職する場合、退職日が掛金払込期間満了日となり、年金の開始日は、掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日です。実際には年4回、3・6・9・12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。

厚生会グループ保険
重傷克服支援制度
ハイブリッド積立
団体総合生活補償保険 医療型
団体総合生活補償保険 傷害型
団体介護保険
すまいる給与補償保険